

「各種様式の押印見直し」に関する取扱いについて

令和2年12月18日付けで内閣府より「地方公共団体における押印見直しマニュアル」が示されたことに伴い、各種申請に関する様式への押印を不要としましたので、お知らせします。
なお、次の点に留意し、お手続きください。

- 各種様式に「印」や「㊟」等の標記があっても、押印する必要はありません。
(標記部分に二重線を引く等により使用していただいて構いません。訂正印は不要です。)
- 各種様式の変更等(「印」や「㊟」等の削除)については、順次対応する予定ですが、お手持ちの電子データ等において独自に削除し、使用していただいて構いません。
- 契約書、請求書、その他法令等で押印が必要とされているものについては、これまでどおり押印が必要となります。
- 各種様式に「署名」や「自署」の標記がある場合は、押印は不要ですが、手書きによる記入が必要です。
- その他、不明な点は、各担当にお問い合わせください。